

郵便入札における立会人選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、備南水道企業団建設工事等郵便入札の試行に関する要綱第8条第2項の規定に基づき、立会人の選定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(立会人の選定方法)

第2条 立会人は、入札執行調書の各者整理番号を基に、乱数表から無作為に抽出された数字に対応する2者を選定するものとする。ただし、当該数字に該当する業者が入札参加又は開札立会いを辞退した場合は、当該入札事務に関係のない職員に立ち合わせるものとする。

(立会いの依頼)

第3条 前条の規定により選定した立会人に対しては、指名競争入札については指名通知時に、一般競争入札については設計図書販売期限の翌日(特定建設工事共同企業体による共同施工方式にあっては、協定書の写しの提出期限の翌日)に、開札立会依頼書(様式)をFAXすることにより依頼するものとする。

附 則

この要領は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。